

愛南町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛南町広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛南町（以下「町」という。）が管理するホームページ（以下「町ホームページ」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主（町ホームページに広告を掲載できる者をいう。以下同じ。）の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告は、町ホームページに掲載するものとし、広告を掲載する位置及び枠数は、町長が別に定める。

(広告の範囲等)

第4条 広告主及び掲載できる広告の内容のほか、広告主が指定したリンク先及び町長が広告主の指定したリンク先と関連が深いとみなしたリンク先のホームページの内容についても要綱第3条の規定によるものとする。

(広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、町長が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現
- (4) 広告の制限事項

(広告主の募集)

第6条 広告の募集は、原則としてホームページ等により公募するものとする。

(広告掲載申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、愛南町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により指定する期間内に申込むこととする。

(広告主の決定)

第8条 広告主の決定は、要綱第6条の規定により設置する愛南町広告事業調整会議において審査した結果に基づき、町長が広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、広告掲載の可否の決定後、愛南町ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により、広告掲載希望者に通知する。

(広告の掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。ただし、連続して掲載できる期間は最長で12か月までとし、その期間が年度を超える場合においては年度ごとに申込みをするものとする。

2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が愛南町の休日を定める条例（平成16年愛南町条例第4号）第1条に定める町の休日に当たるときは、その翌日とする。

(広告の作成及び提出)

第10条 掲載する広告は、広告主が第4条及び第5条の規定に従い作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主の負担とする。

3 広告主は、作成した広告を指定した日までに指定した場所に提出するものとする。

4 町長は、前項の規定により提出された広告の内容等が第4条及び第5条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

(広告掲載の方法)

第11条 町長は、前条の規定により提出され承認を受けた広告を、原則として広告掲載開始日の午前9時から午後5時までに掲載するものとする。

2 町長は、第1項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までに取り除くものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 広告主は、契約の期間内において広告の内容等を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、町にあらかじめ協議するものとし、要綱第3条の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告の修正については、次条の規定を準用する。

(広告の修正及び取消し)

第13条 町長は、広告の内容等が法令、要綱等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。この場合において町長は、広告の掲載を継続することが適切でないと判断したときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、広告の掲載期間中において書面による申し出により広告の掲載を取下げることができる。

(リンク先の変更)

第15条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、その日から起算して10日前までに町長に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により町及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月25日から施行する。

平成 年 月 日

ホームページ広告掲載申込書

愛南町長 様

申込者
所在地
名称
代表者職・氏名

㊟

愛南町ホームページ広告掲載要領第7条の規定により、次のとおり申込みます。

なお、掲載の申込みに当たり、愛南町広告事業実施要綱、愛南町広告掲載基準、愛南町ホームページ広告掲載要領及び愛南町ホームページ広告掲載基準の定めを遵守します。

また、愛南町が町税納付状況調査を行うことに同意します。

1 申込内容

- (1) 郵便番号
- (2) 担当者職・氏名
- (3) 電話番号
- (4) FAX
- (5) メールアドレス
- (6) ホームページアドレス
- (7) 広告種別 バナー・テキスト ()
- (8) 掲載希望期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (か月)
- (9) 町税滞納状況 有・無

町内に事業所等がない事業者は、事業所等のある市町村が発行する証明書（写し）を提出してください。

2 受付内容（これ以降は、記入しないでください。）

- (1) 受付番号
- (2) 掲載の可否

平成 年 月 日

ホームページ広告掲載審査結果通知書

様

愛南町長 清水 雅文 

平成 年 月 日付けで申込みのありました愛南町ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

☐ 広告の掲載を認めます。

掲載期間	平成 年 月から平成 年 月まで
掲載料金	金 円（ 円× 月分）
掲載料納入期限	別添納入通知書のとおり
同意事項	1 愛南町広告事業実施要綱、愛南町広告掲載基準、愛南町ホームページ広告掲載要領及び愛南町ホームページ広告掲載基準の定めを遵守すること。また、これらの定めを改定した場合にあっては、その改定後の定めを遵守すること。 2 愛南町ホームページ広告掲載要領の規定に基づき行う指導に従うとともに、指示した事項に速やかに対応すること。 3 広告掲載に疑義が生じた場合は、誠実に協議に応じるとともに、調査対応や書類の提出など、必要な措置を講ずること。
備考	

☐ 広告の掲載を認めません。

掲載を認めない理由	
備考	